

令和6年 第10回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年10月30日

1 日 時 令和6年月30日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 15番 三井委員、16番 中込委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、第10回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお
願いします。

【議長（会長）】

（会長のあいさつ）

本日の出席委員は「18人」です。定足数に達しておりますので、
ただちに会議を開きます。

（日程第1 議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、「15番 三井委員 と 16番 中込委員を指名致しま
す。

（日程第2 会期の
決定）

【議長】

日程第2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございません
か。

（異議なしの声）

異議がありませんので、本日1日と決定します。

（日程第3 議事）
（報告第23号）

【議長】

それでは議事に移ります。
「報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の
件」を上程致します。
事務局に 番号10番 から 11番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長
資料1ページをお願いします。
農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしまし
たので報告します。

番号10番 地図公図は1ページ、2ページになります。
島上条●●ほか1筆、合計面積267㎡を甲斐市●●の●●さんが敷
地拡張のための転用の届出が出ています。

この土地はすでに敷地の一部として利用されていたので、始末書を提出のうえ追認案件となります。

続きまして

番号 11 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

富竹新田●●、面積 53 m²を甲斐市●●の●●さんほか共有者 1 名が駐車場にするための転用の届出が出ています。隣接の宅地と一体で利用します。

この土地はすでに雑種地として利用されていたので、経過理由書を提出のうえ追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

【議長】 それでは次の議事に移ります。

「報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 34 番 から 40 番の説明を求めます。

(報告第 24 号)

【事務局】 はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規定 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 34 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

島上条●●ほか 4 筆、合計面積 4267 m²を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の●●に所有権移転により宅地分譲 13 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 35 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

島上条●●ほか 2 筆、合計面積 2164 m²を甲斐市●●の●●さんから東京都●●の●●さんに、所有権移転により集合住宅建築のための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 36 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

大下条●●、面積 934 m²を甲府市●●の●●さんから甲府市●●の●●に、使用貸借により資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 37 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

竜王新町●●、面積 161 m²を甲斐市●●の●●さんほか共有者 2 名から甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により駐車場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 38 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

長塚●●1、面積 129 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに、所有権移転により敷地拡張のための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 4 ページをお願いします。

番号 39 番 地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

名取●●ほか 2 筆、合計面積 1043 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に、所有権移転により資材置場にするための転用の届出が出ています。

隣接の既存資材置場と一体で利用します。

続きまして

番号 40 番 地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

中下条●●、面積 311 m²を甲府市●●の●●さんから甲斐市●●の●●さん・●●さんに、所有権移転により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●推進委員】 確認しておきたいのですが、35番の公図を見ますと、●●番と●●番の間に青道があるんですけど、これは用途廃止ということでしょうか。

【事務局】 建設課から用途廃止で申請を受けていると聞いております。

【●●推進委員】 承知しました。

【議長】 他に質問ございますか。

質問がないようですので、本案件は報告事項でありますので、特別問題なければ担当委員の現地報告を省略致します。

それでは次の議事に移ります。

(議案第25号) 「報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号10番 から 11番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料5ページをお願いいたします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号10番、地図公図は19ページ、20ページになります。

龍地●●ほか1筆、合計面積2508㎡。賃貸人が甲斐市●●の●●さん、賃借人が甲斐市●●の●●さんです。解約届出日は令和6年9月30日です。

令和2年6月1日から10年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

続きまして

番号11番、地図公図は21ページ、22ページになります。

宇津谷●●、面積713㎡。賃貸人が東京都●●の●●さん、賃借人が

甲斐市●●の●●さんです。解約届出日は令和6年10月9日です。令和3年6月1日から5年間、利用権の設定をしていましたが、それぞれ合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。それでは次の議案に移ります。

(議案第36号) 「議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号16番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料6ページをお願いします。

番号16番、地図公図は23ページ、24ページになります。

富竹新田●●、面積186㎡を東京都●●のなる●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で家庭菜園としての利用を予定しています。所有機械については管理機を導入予定です。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 この土地は市街化区域内の住宅に囲まれた場所です。

自宅の隣地に家庭菜園を目的として取得する申請です。

現地調査時は、3条申請でなく、5条申請の方が適しているという意見が出ましたが、事務局が確認したところ、どうしても3条申請は譲れないとのことで、忠告もしましたが、どうしてもということです。

あと土地購入や土壌の入れ替え工事が必要になるのですが、それを含め宅地の6割の固定資産税の農地のため、スーパーより高い野菜の金額になると思います。

その他は特にございません。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 該当農地につきましては、市街化区域内の農地で、現在の状況として雑草等が繁茂しており、長年遊休農地の状態であったと考えられます。
今回有償移転により隣接者の譲受人が農地のまま家庭菜園的な野菜の作付けが予定しており問題ないと考えています。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 16 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 17 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 17 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

竜王●●ほか 1 筆、合計面積 1818 m²を東京都●●の●●さんから甲斐市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、管理機等です。

モニターの写真は●●番地の北西側からと●●番地の南東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 譲受人がこの地域内で広く営農している若い専業農家です。

地権者が県外在住により管理を委託され、耕作している農地を正式に有償移転する申請です。

現状は秋野菜が作付けされ、綺麗に管理されていました。

特に問題ないと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 該当農地は農業振興優良地域内の農用地で現在ナス等の野菜が栽培されており、譲受人につきましては農用地利用集積計画に基づく利用権設定において広範囲に経営地を拡大し農業に従事していることから、今回の有償移転に関しても特に問題ないと考えています。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 17 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 続きまして事務局に 番号 18 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 18 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

竜王新町●●、面積 4847 m²を笛吹市●●の●●さんから南アルプス市●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で栗の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、借用・導入予定の機械は動噴、収穫機、草刈機です。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 若い新規就農者を歓迎しないということではないですが、転売目的の可能性と営農計画の見直しが必要と判断をし、今月の審議となりました。

申請地は公園用地のため、分割できない土地でありまして、建物を建てる場合の規制がある農地です。

今回見直された営農計画は、作付けする品種と病気や害虫に対する施策も記載されておりました。

今後は自走式の栗収穫機、消毒用機器、自走式草刈機を導入するそ

うです。

しかし、栗は収穫時に異臭を放つため、匂いが相当きついと予想するため、また冬に散布する300kgの鶏糞の異臭や散布する消毒液が近隣に飛散するトラブルや苦情が寄せられることが予想され、事前に周辺の会社や住宅に申し入れや通知が重要と思われます。

熱意ある新規就農者ということで、ドラゴンパークの隣であることから、皆さんも目にする機会が多いと思いますので、近くを通った時にチェックをいただきたくお願いいたします。ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 栗の栽培における詳細内容、工程表等が不十分であるとの意見があり、保留議案となっていました。詳細内容等が提出され、今回議案となった案件です。該当農地につきましては、調整区域内で過去の経緯から市が公園用地として指定したことから、土地利用に一定の制限があり、永年遊休農地の状態で、調査時点におきましても雑草がかなり繁茂している現状であります。今回の譲受人は新規に農業に参入するので、約5000㎡という広大な面積に栗を80本栽培する計画を作っており、営農系計画に基づき、栽培を行うことにより問題ないと考えております。

なお農地法第3条の規定により、申請において広大な面積の新規参入者や、何か課題等があれば定期的に現地をパトロールして確認し、農業委員、事務局と連携を図りながらチェックしていきたいと思っております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号18番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第37号) それでは次の議案に移ります。

【議長】 「議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号6番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料7ページをお願いします。

番号6番、地図公図は29ページ、30ページになります。

大塚●●、面積935㎡のうち5.69㎡を南アルプス市●●の●●さんが営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可申請が提出されました。今回で3度目の更新申請となります。

パネル設置枚数は279枚、パネル下部となる面積は610.17㎡。支柱59本と引込柱1本、最低支柱高は3m、発電能力は49.5Kwhです。下部では百目柿を栽培し、計画では8年目より収穫が開始でき、10年目の反収は450Kgの計画です。(23本定植)

資金証明、設備認定書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 目の前にある道路ですが、上って行くと登美の丘ワイナリーに向かう観光客が使っている場所ですが、これを下りて行くと新しい農道に出ます。

その上のこの営農型の施設が作られています。更にこの上には甲斐市の桑の実の観光園もあるという風光明媚な環境ですが、我々も現地を見させていただいたところ、苗がしっかりと植えられていましたし、また草の管理もされています。側には倉庫があり、内部には除草の管理機、除草剤、肥料等もしっかり保管されており、管理が行き届いていると感じたところでありました。そのようなことも踏まえましてご審議をよろしく願います。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 先ほどの●●委員が詳細に説明いただきましたので、何も言うことはございませんが、事務局の説明を聞いていたところ、このような事案の中で、かなり綺麗に耕作されているという話でした。

除草がされ、作物が順調に育っているようです。

但し一つ付け加えると、大変眺望が良い場所でした。

ご審議よろしく願います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。質問がないようでございます。

番号6番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号7番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号7番、地図公図は31ページ、32ページになります。

龍地●●、面積9.67㎡を甲斐市●●の●●さんが集合住宅の駐車場の一部にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は、住宅等が連坦する区域の第3種農地です。

本件は、平成16年当時、既存のアパートの建設時に、誤って境界を越えて駐車場部分を施工してしまったことによるものです。

今回、隣接地の測量を行ったところ越境していることが判明しました。

すでに駐車場の一部となっておりますので、始末書を提出のうえ追認案件となります。

申請書類等から問題ないと思われまます。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

今村さんが平成16年にアパートを作る時に、何か測量ミスなのか、施工ミスかで、これだけ残ってしまったということで、この度申請したものですのでご審議お願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

これは測量ミスなのか、それとも承知そのままにしていたのか分かりませんが、既に仕上がってしまっているため、ご審議お願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号7番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 38 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。

番号 29 番、地図公図は 33 ページ、34 ページになります。

竜王●●ほか 1 筆、合計面積 357 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域の第 3 種農地です。

申請者は業務量の増大に伴い、隣接の既存資材置場を拡張する計画です。

雨水排水については碎石敷きのため自然浸透の予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

申請地は譲受人が資材置場として使用している既存の資材置場の隣地で、道路に面している傾斜地です。

土砂等の資材は、入り口の山側に置くような配置にして、土留めのような配置にしているようです。

休耕地の 3 種農地で、隣接する農地はなく、資材置場のため汚水は無し、雨水は自然浸透のため問題ないと考えております。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

該当農地は第 3 種で、譲受人は現在、隣接地に資材置場があり所有権

移転により拡張するものであります。

該当地の柿ノ木4本につきましては伐根し、重機や車両を留め、資材や土砂等につきましては、道路側には置かないということで。

また、雨水につきましては面積が小さいことから自然浸透の計画で問題ないと考えますが、土地が傾斜していることから、南側の低い箇所に擁壁等を設置し大雨等に備える土砂防止対策が必要ないかと考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 29 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 30 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 30 番、地図公図は 35 ページ、36 ページになります。

大垪●●ほか 4 筆、合計面積 859 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域の第 3 種農地です。

申請者は、業務量の増大に伴い、既存の資材置場が手狭になったため、追加で資材置場を整備する計画です

隣接の宅地の一部を取得し、入り口として一体利用します。

雨水排水については、碎石敷きのため自然浸透の予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】

双葉東公民館に隣接する土地でありまして、近くに盾無堰が菅蒲沢方

面から流れて双葉東小学校方面に行くというような川が流れています。

回りは住宅に囲まれ、出入り口がない状況の袋小路な土地ということで、永年遊休地で、更には耕作放棄地の状態で、高齢の所有者が管理できないとのことで本案件になったということですが、機械が入れないため、借りる方もいなくて、所有者の土地の一部を業者さんに雑種地の一部として入り口を提供しながら、そちらの方に転売していくということになりました。

耕作放棄地を解消できると思いますが、ここが資材置場になるとのことですから、業者さんは周辺の住宅に配慮しながら計画していくと思いますので、このような形は致し方ないことなのかと思います。

ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●さんは入り口から土地を処分してしまったということで、真ん中だけが最後まで残って入り口が問題になってしまいましたが、先ほど委員さんの話にもありましたが、右側にある盾無堰という大事な水路ですが、資材置場として重機やトラックが入ったとして、堰に影響ないように気を付けていただきたいと思います。

あとは、周辺住宅に祖音や砂ぼこり等の影響が及ばないように気を付けていただきたいと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 30 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 31 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 31 番、地図公図は 37 ページ、38 ページになります。

篠原●●、面積 576 m²を甲斐市●●の●●さんから甲斐市●●の●●に賃貸借により資材置場にするための一時転用の許可申請が提出されました。

近隣の水路の公共工事にともなう一時転用となります。一時転用期

間は令和7年3月30日までです。

雨水排水については、自然浸透の計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 現在は耕作していない空き地状態の土地ですが、過去に一時転用した経過がありまして、そのままの状態です。資材置場として使うということで、特に手を加えなくても車両等が置ける状態になっています。

南小学校に近接して良い場所なのですが、特に問題ないと思います。

審議よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 仮設事務所、仮設トイレ、倉庫を設置予定で駐車場としても利用するようですが、雨水は自然浸透になっているようです。

昨年も現地調査に参加させていただきましたが、その時と同様の計画にするようです。特に問題ないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号31番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第39号) 次の議案に移ります。

【議長】 「議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号47番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 9 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用
権設定です

番号 47 番、地図公図は 39 ページ、40 ページになります。

西八幡●●ほか 2 筆、合計面積 1393 m²を甲府市●●の●●さんが甲
斐市●●の●●さんに田を 5 年間、継続して貸し付ける計画が提出さ
れました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農
業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本農地利用集積計画ほんのうちりようしゅうせきけいかくを承認するこ
とに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分